

## 特定非営利活動法人Peerith 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Peerith という。  
なお、Peerith は ピア リ ス と読む。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、子ども、高齢者、障がいのある人を含む多様な人々に対して、研修・相談事業、居場所作り事業、教材作成・販売・普及事業を行い、ピアサポートおよびポジティブ心理学に基づき、人と人のつながりを育み、誰もが尊重される居場所を創出することに寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

#### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 研修・相談事業
  - ② 居場所作り事業
  - ③ 教材作成・販売・普及事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 入会金および会費は設定しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事全員は、この法人を代表する。

2 理事長はこの法人の業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から

15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録

を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 升間 晶子

副理事長 桑原 博美

理事 富田 静代

監事 牧野 英彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3

月 31 日までとする。

# 役 員 名 簿

特定非営利活動法人 Peerith

| 役職名 | ふりがな<br>氏 名       | 住所又は居所 | 報酬<br>の有<br>無 |
|-----|-------------------|--------|---------------|
| 理 事 | ますま あきこ<br>升間 晶子  |        | 無             |
| 理 事 | くわはら ひろみ<br>桑原 博美 |        | 無             |
| 理 事 | とみた しずよ<br>富田 静代  |        | 無             |
| 監 事 | まきの ひでひこ<br>牧野 英彦 |        | 無             |

# 設 立 趣 旨 書

特 定 非 営 利 活 動 法 人 Peerith  
設 立 代 表 者 桑 原 博 美

## 1 趣 旨

人と人とのつながりが希薄になり孤立や分断が進む現代社会の中で、お互いの立場を理解し、対話を重ね、支え合うことの重要性が高まっています。本法人は、子どもから高齢者まで、また障がいの有無や立場にかかわらずすべての人が対等な関係の中で安心してつながり合い、「自他敬愛」の心を持って、自分らしく生きる社会を「ピアサポート」と「ポジティブ心理学」の手法を用いて実現することをめざして設立することといたしました。「ピアサポート」とは、仲間（ピア）同士が、自他を敬い合う心を持ち、互いに支え合う活動を指します。また、「ポジティブ心理学」とは、自分の強みや可能性を活かして、充実感や幸福感を高めることを目的とした心理学です。

そのため本法人では、社会教育の推進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動に取り組みます。具体的には研修・相談事業、居場所作り事業、教材作成・販売・普及事業を三本柱に活動してまいります。研修・相談事業では障がい者および支援者に対して「障がい者ピアサポート研修」を実施し、コミュニケーションの基本とポジティブ心理学に基づく「強み」を強化する方法についての研修を行います。居場所作り事業では、子どもたちが自由に来室し、学び、遊ぶ居場所を作ることにより、子どもたちがつながり、支え合う体験を提供します。教材作成・販売・普及事業では、ピアサポートをゲーム感覚で楽しみながら学ぶことができるように、カードとボードを使った教材を作成、普及してまいります。

NPO 法人（特定非営利活動法人）というかたちを選んだ理由は、公共性と持続性、透明性を備えた組織運営であることを示すためです。NPO 法人としての法人格を取得することで、より社会に開かれた持続可能かつ信頼性のある仕組みとして展開できると考えました。本法人が行う活動が非営利であることを明示し、定款に基づいた運営、会計報告、事業報告を行うことで社会的責任と透明性を備えた団体であることを社会に示すことができます。公的な認証を受けることで、より多くの人の賛同を得やすくなり、活動を安定的に継続するためにも不可欠であると考えました。

私たちは、特定非営利活動法人 Peerith として、活動の透明性と信頼性を確保しながら、すべての人が対等な関係の中で安心してつながり合い、自分らしく生きる社会の実現を目指します。

## 2 申 請 に 至 る ま で の 経 過

大阪府の高校教員であった3名が集まり、特定非営利活動法人 Peerith を立ち上げることといたしました。Peerith という名称は Peer（仲間）と earth（地球）を I（愛）で繋ぎたいという願いを込めた造語です。3名は教員であった時から、ピアサポートとポジティブ心理学をベースにしたトレーニングを勤務校の中で実践してきました。具体的には、ピアサポート研修を13年にわたって実施し、参加者はのべ700名にのぼります。また、カウンセリング入門などの授業の中にも取り入れてきました。さらに校内だけではなく、他校の中学生や高校生にもピアサポートの研修を行いました。このように多くの生徒にピアサポートの「自他敬愛」の心とスキルを伝え、ポジティブ心理学をもとにした自分の強みや可能性に目を向ける研修を実践する中で子どもたちの変化を実感してきました。

また、障がい者ピアサポート研修の講師やシニアの方々を対象としたピアサポート研修の講師をするようになり、ピアサポートとポジティブ心理学の「強み」強化の研修が学校だけではなく、障がいを持った方や

シニアの方々にも有効であることを実感しました。

このように実践してきたプログラムが学校だけではなく、多くの方に有効であると感じましたので、社会の中に広げるための研修を実施したいという思いを強く持つようになりました。

さらに研修だけではなく、長年検討してきた子どもたちへの直接的な支援活動としての居場所作りやゲーム感覚で学ぶことができる教材の作成・普及も本法人で取り組んでいきたいと考えております。

役員のメンバーは他の NPO 法人で活動した実績があります。今回、新しいメンバーが加わり、自分たちの思いを実現し継続するためには新しい NPO 法人というかたちがふさわしいと考え、特定非営利活動法人 Peerith 設立申請に至りました。

# 初年度事業計画書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 Peerith

## I 事業の実施方針

「ピアサポート」とは、同じような立場や状況にある仲間（ピア）同士が、自他を敬い合う心を持ち、互いに支え合う活動を指します。また、「ポジティブ心理学」とは、自分の強みや可能性を活かして、充実感や幸福感を高めることを目的とした心理学です。本法人は、これらの理念を広め、実践することを目的としています。設立初年度は、組織基盤を固める重要な期間と位置づけ、内部体制の整備と基本的な事業の企画・実施に取り組みます。特定非営利活動に係る事業としては、「障がい者ピアサポート」研修の実施、居場所づくり、そしてピアサポートやポジティブ心理学に基づいた教材の作成を行います。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 研修・相談事業

【内 容】 障がい者ピアサポート研修の主催

ピアサポートのプログラムを用いたコミュニケーションの基本とポジティブ心理学に基づく自己の「強み」に気づく研修を実施する。自己の「強み」を知ることによって自己肯定感を高め、人とつながる楽しさを実感しながら、つながるスキルを獲得し、日常生活に活かしていく内容となる。

【実施場所】 中央区民センター

【実施日時】 11月29日

【事業の対象者】 障がい者並びに支援者

【収 益】 22,000円（参加者一人 1,000円×22人）

【費 用】 4,000円（会場費 4,000円）

#### (2) 居場所作り事業

【内 容】 子どもたちが自由に来室し、学び、遊ぶ居場所を提供する。

子どもたちの学び、遊ぶ活動を通して、コミュニケーションの促進を図り、子どもどうしがつながり支え合う体験を提供する。

【場 所】 住吉区民ホール

【実施日時】 冬休み中に1回

【事業の対象者】 小学生

【収 益】 0円

【費 用】 3,100円（会場費 2,500円×1回 ボランティア保険料 600円×1回）

#### (3) 教材作成・販売・普及事業

【内 容】 ピアサポートをゲーム感覚で楽しみながら学ぶことができるように、カードとボードを使った教材を作成する。

【場 所】 主たる事務所

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 小学生から大人まで

【収 益】 0円

【費 用】 50,000円（印刷費 50,000円）

# 翌年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 Peerith

## I 事業の実施方針

初年度の方針を継続する。

特定非営利活動に係る事業については、「障がい者ピアサポート」研修の実施、居場所づくり事業の実施、教材作成・販売・普及事業の実施をおこなう。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### 1 特定非営利活動に係る事業

##### (1) 研修・相談事業

【内 容】 障がい者ピアサポート研修

前年度に引き続き、コミュニケーションの基本とポジティブ心理学に基づく「強み」を強化する方法についての研修を実施する

【実施場所】 中央区民センター

【実施日時】 11月頃予定

【事業の対象者】 障がい者並びに支援者

【収 益】 60,000円（参加者一人 1,000円×60人）

【費 用】 5,000円（会場費 5,000円）

##### (2) 居場所作り事業

【内 容】 子どもたちが自由に来室し、学び、遊ぶ居場所を提供する。

子どもたちの学び、遊ぶ活動を通して、コミュニケーションの促進を図り、子どもどうしがつながり支え合う体験を提供する。

【場 所】 住吉区民ホール

【実施日時】 夏休み中に2回 冬休み中に1回

【事業の対象者】 小学生

【収 益】 0円

【費 用】 9,300円（会場費 2,500円×3回 ボランティア保険料 600円×3回）

##### (3) 教材作成・販売・普及事業

【内 容】 初年度作成した教材の普及活動としてワークショップを実施し教材を販売する。

【場 所】 住吉区民ホール

【実施日時】 夏休み中に2回

【事業の対象者】 小学生から大人まで

【収 益】 40,000円（教材販売収益 1,000円×40個）

【費 用】 5,000円（会場費 2,500円×2回）

# 初年度活動予算書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人Peerith  
(単位：円)

| 科目             | 金額     |        |         |
|----------------|--------|--------|---------|
| I 経常収益         |        |        |         |
| 1. 受取会費        |        |        |         |
| 正会員受取会費        | 0      |        |         |
| 賛助会員受取会費       | 0      |        |         |
| .....          | 0      |        |         |
| 2. 受取寄附金       |        |        |         |
| 受取寄附金          | 0      |        |         |
| 施設等受入評価益       | 0      |        |         |
| .....          | 0      |        |         |
| 3. 受取助成金等      |        |        |         |
| 受取民間助成金        | 0      |        |         |
| .....          | 0      |        |         |
| 4. 事業収益        |        |        |         |
| 研修・相談事業収益      | 22,000 |        |         |
| 居場所作り事業収益      | 0      |        |         |
| 教材作成・販売・普及事業収益 | 0      |        |         |
| 5. その他収益       |        |        |         |
| 受取利息           | 0      |        |         |
| 雑収益            | 0      |        |         |
| .....          |        | 22,000 |         |
| 経常収益計          |        |        | 22,000  |
| II 経常費用        |        |        |         |
| 1. 事業費         |        |        |         |
| 会場費            | 6,500  |        |         |
| 保険料            | 600    |        |         |
| 印刷費            | 50,000 |        |         |
| 事業費計           |        | 57,100 |         |
| 2. 管理費         |        |        |         |
| (1) 人件費        |        |        |         |
| 役員報酬           | 0      |        |         |
| 給料手当           | 0      |        |         |
| 法定福利費          | 0      |        |         |
| 退職給付費用         | 0      |        |         |
| 福利厚生費          | 0      |        |         |
| .....          | 0      |        |         |
| 人件費計           | 0      |        |         |
| (2) その他経費      |        |        |         |
| 会議費            | 0      |        |         |
| 旅費交通費          | 0      |        |         |
| 減価償却費          | 0      |        |         |
| 支払利息           | 0      |        |         |
| .....          | 0      |        |         |
| その他経費計         | 0      |        |         |
| 管理費計           |        | 0      |         |
| 経常費用計          |        |        | 57,100  |
| 当期経常増減額        |        |        | -35,100 |
| III 経常外収益      |        |        |         |
| 1. 固定資産売却益     |        | 0      |         |
| .....          |        | 0      |         |
| 経常外収益計         |        |        |         |
| IV 経常外費用       |        |        |         |
| 1. 過年度損益修正損    |        | 0      |         |
| .....          |        | 0      |         |
| 経常外費用計         |        |        |         |
| 当期正味財産増減額      |        |        | -35,100 |
| 設立時正味財産額       |        |        | 0       |
| 次期繰越正味財産額      |        |        | -35,100 |

# 翌年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人Peerith  
(単位：円)

| 科目             | 金額     |         |         |
|----------------|--------|---------|---------|
| I 経常収益         |        |         |         |
| 1. 受取会費        |        |         |         |
| 正会員受取会費        | 0      |         |         |
| 賛助会員受取会費       | 0      |         |         |
| .....          | 0      |         |         |
| 2. 受取寄附金       |        |         |         |
| 受取寄附金          | 0      |         |         |
| 施設等受入評価益       | 0      |         |         |
| .....          | 0      |         |         |
| 3. 受取助成金等      |        |         |         |
| 受取民間助成金        | 0      |         |         |
| .....          | 0      |         |         |
| 4. 事業収益        |        |         |         |
| 研修・相談事業収益      | 60,000 |         |         |
| 居場所作り事業収益      | 0      |         |         |
| 教材作成・販売・普及事業収益 | 40,000 |         |         |
| 5. その他収益       |        |         |         |
| 受取利息           | 0      |         |         |
| 雑収益            | 0      |         |         |
| .....          |        | 100,000 |         |
| 経常収益計          |        |         | 100,000 |
| II 経常費用        |        |         |         |
| 1. 事業費         |        |         |         |
| 会場費            | 17,500 |         |         |
| 保険料            | 1,800  |         |         |
| 印刷費            | 0      |         |         |
| 事業費計           |        | 19,300  |         |
| 2. 管理費         |        |         |         |
| (1) 人件費        |        |         |         |
| 役員報酬           | 0      |         |         |
| 給料手当           | 0      |         |         |
| 法定福利費          | 0      |         |         |
| 退職給付費用         | 0      |         |         |
| 福利厚生費          | 0      |         |         |
| .....          | 0      |         |         |
| 人件費計           | 0      |         |         |
| (2) その他経費      |        |         |         |
| 会議費            | 0      |         |         |
| 旅費交通費          | 0      |         |         |
| 減価償却費          | 0      |         |         |
| 支払利息           | 0      |         |         |
| .....          | 0      |         |         |
| その他経費計         | 0      |         |         |
| 管理費計           |        | 0       |         |
| 経常費用計          |        |         | 19,300  |
| 当期経常増減額        |        |         | 80,700  |
| III 経常外収益      |        |         |         |
| 1. 固定資産売却益     |        | 0       |         |
| .....          |        | 0       |         |
| 経常外収益計         |        |         |         |
| IV 経常外費用       |        |         |         |
| 1. 過年度損益修正損    |        | 0       |         |
| .....          |        | 0       |         |
| 経常外費用計         |        |         |         |
| 当期正味財産増減額      |        |         | 80,700  |
| 前期繰越正味財産額      |        |         | -35,100 |
| 次期繰越正味財産額      |        |         | 45,600  |